

森町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

森町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目 標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取り組み、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

この計画は、子どもたちの健やかな成長と学習の質を支える最前線である教職員の働き方を持続可能な形に整えるため、過度な業務負荷による燃え尽きや健康障害を未然に防ぐとともに、職場の専門性を最大限に発揮できる職場環境をつくることを目的としている。教育現場は日々の授業だけでなく、校内外の連携、児童生徒一人一人の健康観察、保護者対応、事務的業務の処理など、多岐にわたる業務を抱えている。長時間労働や不規則な勤務形態が常態化すると、教育の質が低下するだけでなく、教職員の心身の健康にも深刻な影響を及ぼすため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 森町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の働き方改革を進めるため、在校等時間の上限の目標等定めた「学校における働き方改革 森町アクションプラン」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の短縮に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 28.5 時間	13.3%	0.8%
中学校	月 27.8 時間	13.8%	2.0%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を令和 1 1 年度までに 100%にする。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合	89%	91%	94%	97%	100%

- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在等時間の平均については、国の目標数値をすでに下回っているが、継続して平均 30 時間を下回ることを目標とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数については、北海道教育委員会特定事業主行動計画を参考に 15 日以上とする。

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 2 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
(「3分類」②関係)
 - ・ 児童生徒が補導された時の対応は、保護者が第一義的な責任を負うことや生徒児童の指導に関し緊急の措置が必要な特別な場合を除き、学校による対応を行わないことについて認識を共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等学校では対応が困難な事案への対応
(「3分類」⑤関係)
 - ・ 森町教育委員会内に直接苦情等に対応する相談窓口を設置する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (「3分類」⑧関係)
 - ・ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、森町教育委員会が行う。
- 学校プール・体育館等の施設・設備の管理 (「3分類」⑨関係)
 - ・ プールや学校開放体育館の管理業務については、森町教育委員会が行う。
- 校舎の開錠・施錠 (「3分類」⑩関係)
 - ・ 校舎の警備については、機械警備を行い、駆け付け等についても委託業者が行う。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備 (「3分類」⑮関係)
 - ・ 電子黒板や教師用デジタル教科書・指導書などデジタル技術の活用を促進する。
- 学習評価や成績処理 (「3分類」⑯関係)
 - ・ 授業や宿題などで町が導入している AI 型ドリルの活用を促進する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (「3分類」⑰関係)
 - ・ 必要に応じて、医療的ケア看護師や特別支援教育支援員を派遣する。

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を講ずることで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能については、令和7年度から全ての学校に設置したところであるが、電話以外での問い合わせについても教職員の勤務時間中に対応できるよう保護者等に協力依頼をする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 11時間を目安とする勤務間のインターバル確保に取り組む。
- ・ 本町の各学校の教育職員数は50人未満であるが、教職員のストレスチェックを全学校で実施し、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 令和11年度までに、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に4～5日間の一斉学校閉庁期間の設定を行う。
- ・ 長期休業中のテレワークを導入する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、森町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度森町のホームページで公表するとともに、森町総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理（校務支援）システムを活用し把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。